

## 令和6年度

### 公益財団法人鎌倉市公園協会管理運営公園への飲料自動販売機設置業者募集要領

本要領は、公益財団法人鎌倉市公園協会が管理する公園等において、飲料自動販売機（以下「自販機」という。）の設置及び管理運営等を委託する業者（以下「設置者」という。）を選定するため、必要な事項を定めたものです。

#### 1 自販機設置場所及び設置台数

設置場所（鎌倉市内）		設置台数
公園名	所在地	
鎌倉海浜公園由比ガ浜地区（地下駐車場上）	由比ガ浜四丁目	3
鎌倉海浜公園由比ガ浜地区（管理事務所併設）	由比ガ浜四丁目	3
鎌倉海浜公園坂ノ下地区（三角地）	坂ノ下 26	1
鎌倉海浜公園坂ノ下地区（同公園プール前）	坂ノ下 34	2
鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区	鎌倉市稲村ガ崎 1-285-1	2
源氏山公園	鎌倉市扇ガ谷 4-649-1	2
鎌倉中央公園	山崎 1667 番地	1
散在ガ池森林公園	今泉台 7-930-1	1
夫婦池公園	鎌倉山 2-2-2	1
合計		16

#### 2 設置期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで。

ただし、設置期間満了の日の2箇月前までに当協会または設置者から別段の意思表示がない場合は、5年（2029年3月31日）を超えない範囲内で当該設置期間を自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とします。

#### 3 設置条件

「飲料自動販売機の仕様及び遵守事項等」（別紙1）

#### 4 売上手数料及び基本手数料

##### （1）売上手数料（率）

当協会に納付していただく売上手数料率は、当該自販機毎の総売上高（販売品目毎や販売価格毎ではありませんのでご注意ください。）に対する提案料率（23.0%（税抜）以上）を乗じて得た額とします。

##### （2）基本手数料

設置自販機にかかる電力使用量及び当協会における事務手数料等の経費として毎月基本手数料をお支払いいただきます。

基本手数料は、自販機のサイズにかかわらず一律月額5,500円（税抜）とします。

## 5 御社におけるご提案等

公の施設（公園等）における利便性向上または当協会の事業運営にご支援、ご協力いただける提案がございましたらご記入ください。その他、環境への配慮（容器のリサイクル化への取り組み等）がございましたら併せてご記入ください。

なお、提案等がない場合は「なし」とご記入ください。

## 6 応募について

### (1) 応募条件

飲料自動販売機の仕様等を遵守、履行すること

### (2) 応募方法

応募は、デポジット機の併設が必須条件となる鎌倉中央公園に設置する自販機と鎌倉中央公園以外の公園に設置する自販機に区分して行います。

「令和6年度飲料自動販売機設置業者募集にかかる応募用紙」（別紙2）に必要事項を記入のうえ、直接当協会事務局へご提出ください。（郵送不可）

また、参考までに契約書のひな型及び販売品目並びにその価格表を添付してください。

なお、提出のあった全ての書類は返却できませんのでご了承ください。

### (3) 受付期間及び時間

ア 令和6年2月16日（金）から同年2月22日（木）正午まで（火曜日を除く）

イ 午前9時00分から午後5時00分（正午から午後1時00分を除く）

## 7 本応募に関する質問

質問がある場合は、電子メールに限り受け付けます。

### (1) 質問受付期間

令和6年2月5日（月）から同年2月11日（日）の正午まで

### (2) 質問送付先

件名は「自販機設置質問 御社名」とし、下記アドレスへ送付してください。

[info@kamakura-park.com](mailto:info@kamakura-park.com)

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年2月15日（木）までに質問者に直接返信します。

## 8 業者選定方法

(1) 公益財団法人鎌倉市公園協会自販機設置業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて決定します。

### (2) 鎌倉中央公園への設置者選定

選定委員会において提案を審査し、設置者を選定します。

### (3) 鎌倉中央公園以外の公園への設置者選定（別紙3参照）

選定委員会において提案の審査を行い、第1位から第4位までの順位を決定し、別紙3のとおり、第1位の業者がAグループ、以下第2位がBグループ、第3位がCグループの公園に設置できることとなります。

なお、応募受付期間終了日の翌日以降の辞退は認められませんので、十分にご検討のうえ応募してください。

また、応募が予定設置者に達しない場合及び最大5年の設置期間中に新規設置箇所または撤退に伴う補充設置が生じた場合は、当協会において利用者ニーズや利便性等を勘案し、応募のあった設置者の中から選定するものとします。

この場合において、設置にかかる仕様等は本募集と同様のものとし、売上手数料は設置者と協議のうえ決定するものとします。

(4) 上記(2)及び(3)にかかる過去3年度分の売上額は、『別紙4』のとおりです。

なお、当該売上額は、基本手数料を差し引いた額から、各自販機の売上手数料率を割り戻して算出していますので、概算売上額とご理解ください。

## 9 設置者決定通知

合否にかかわらず、令和6年3月4日(月)までに結果を発送します。

## 10 添付資料

- (1) 別紙1・・・飲料自動販売機の仕様及び遵守事項等
- (2) 別紙2・・・令和6年度飲料自動販売機設置業者募集にかかる応募用紙
- (3) 別紙3・・・飲料自動販売機設置箇所グループ
- (4) 別紙4・・・飲料自動販売機過去3年度年度別売上(概算)状況
- (5) 飲料自動販売機設置箇所案内図及び配置図

## 11 応募用紙の提出先及び質問以外の問い合わせ先

247-0066 鎌倉市山崎1667番地(鎌倉中央公園内)

公益財団法人鎌倉市公園協会事務局

T E L 0467-45-2757(事務担当:中村)

F A X 0467-45-2760